

東京都台東区による障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年4月1日策定

第1 目的

障害者が自立した生活を営むためには、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、経済的な基盤を確立することが重要である。

このため、台東区（以下「区」という。）においては、障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下これらを「障害者就労施設等」という。）から物品及び役務（以下これらを「物品等」という。）を優先的に調達するとともに、障害者の雇用拡大に向けた取組みが必要である。

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、区が令和5年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

第3 令和5年度の調達方針

1 調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、消耗品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なもの

2 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、次の障害者就労施設等とし、台東区内に所在する施設等を優先とする。

（1） 障害者支援施設

（2） 地域活動支援センター

（3） 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

（4） 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

（5） 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」とい

- う。) 第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体
- (9) 受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う共同受注窓口

3 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達件数及び調達額の増加に努める。

4 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組みの支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

(5) 調達に係る進捗状況の把握及び取組事例等の周知

各課における障害者就労施設等からの調達の推進を図るため、必要に応じ、調達目標の達成に向けた進捗状況の把握を行うとともに、調達の検討に当たり参考となる取組事例等を周知する。

第4 その他

各課は本方針に基づき、物品等の調達の実績について、年度終了後に福祉部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）に報告するものとする。各課から報告のあった調達の実績については、障害福祉課はその概要を取りまとめ、公表するものとする。